# ひがしかわ第三地区体験農園利用者追加募集について

東川町では、平成２４年度から第三地区にオープンしている、給水施設、駐車場等（各区画横に駐車可）を備えた体験農園の利用者を募集します。

体験農園では、休日や余暇を利用して野菜や花を栽培する中で、利用者同士や地元住民とのふれあいの輪が広がり、収穫の喜びを実感することができます。

豊かな自然と素晴らしい田園風景が広がる環境のもと、「写真の町」ひがしかわのイメージにぴったりの体験農園です。

町内・町外を問わず利用者を追加募集しますので、皆さんのご応募を心よりお待ちしています。

## ■追加募集する農園・区画数

第三地区体験農園　４区画（１区画約６０㎡）

※利用者１件につき２区画までの利用とします。

## ■募集対象

町内・町外在住者（通園可能な近郊の方）

## ■開園期間（令和３年度）

５月１日（土）予定～１０月３１日（日）まで

※新型コロナウイルス感染予防の為、開園式の開催は未定です。

## ■利用料

１区画　５，０００円／年

## ■募集受付

令和３年４月１６日（金）までに以下の手順で申し込みをして下さい。

○窓口受付

| 期　限 | 時　間 | 場　所 |
|---|---|---|
| 令和3年4月16日(金) | 午前8時30分～午後5時 | 東川町役場産業振興課 |

所定の申請書に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

○ＦＡＸによる受付

| 期　限 | ＦＡＸ宛先 |
|---|---|
| 令和3年4月16日(金) | 宛　　先：東川町役場産業振興課<br>ＦＡＸ番号：０１６６－８２－３６４４ |

申請書を町窓口で受取又は町ＨＰでダウンロードの上、ＦＡＸして下さい。

**※FAXにて申込される場合は、FAX後に送信確認のお電話（0166-82-2111）を必ずお願いします。**

## ■申請書記入上の注意点

①　希望区画数を１区画又は２区画に○をして下さい。（希望区画の指定はできません。）

②　次年度の継続使用希望を記載して下さい。

## ■利用者決定方法

先着順とします。

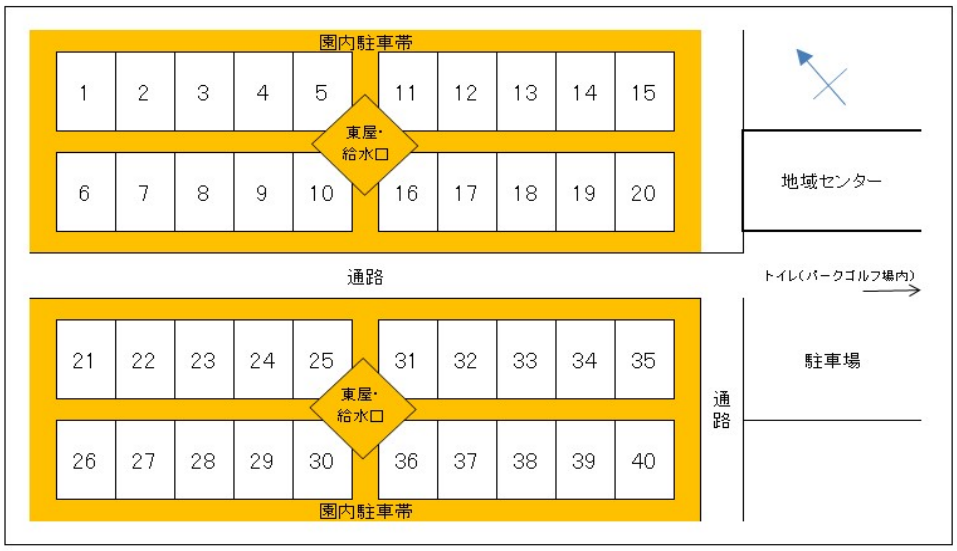
## ■決定の通知・利用料の納付

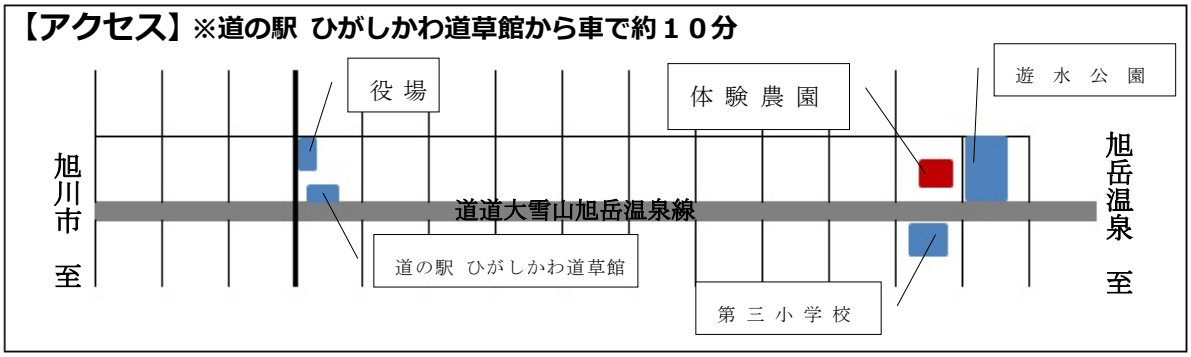
上記により利用者を決定した場合は、後日、「決定通知書」と「納付書」を郵送させていただきます。期日までに納付をお願いいたします。

## ■利用上の留意事項

① 作業に必要な用具（クワ・スコップ・ジョウロなど）は各自で用意して下さい。
② 果樹などの永年性のものや、宿根性（株が残りどんどん増えていく）のものは、栽培できません。また、カボチャやスイカなど地面を這って大きく広がるものは、他の区画につるが侵入しないよう、十分気をつけて下さい。
③ 農薬散布は、対象作物ごとに農薬登録を必ず確認いただき、散布時には、他の区画に農薬が飛散しないよう、シート等で覆うなど、十分注意してください。また、農園内での除草剤の使用は禁止とします。
④ 収穫後の残さ物の処理は、各自の責任において行って下さい。
⑤ 野焼きはしないで下さい。
⑥ 自然条件や鳥獣害、盗堀などの被害に対しては、一切責任を負いかねますので予めご了承願います。

区画図・番号




【受付・問い合わせ】

東川町産業振興課農業振興室
TEL 0166-82-2111（内 137）
FAX 0166-82-3644
E-mail sangyou.shinkou@town.higashikawa.lg.jp
HP https://town.higashikawa.hokkaido.jp/